

第 六 期
2026年 8 月

《中華人民共和國反外國不當域外管轄條例》 を読み解く

目次

一、背景・概要

二、法律解説と君澤君からのご提案

一、背景・概要

近年、一部の国では、国内法を通じて国外の主体に対して域外管轄権を行使しようとする動きが見られ、国内の法律・規則を一方的に国外にも適用しており、中国企業の国際的な商業活動にも直接的な影響を及ぼしています。こうした背景の下、2026年4月7日、国務院は「中華人民共和国反外国不当域外管轄条例」(以下「本条例」という)を制定しました。本条例は、外国による不当な域外管轄権の行使に対して、体系的な阻止・対抗制度を構築することを目的とするものであり、現行の法規との連携・補完を図りつつ、中国の公民および組織の合法的権益を保護しようとするものです。

本条例の制定により、「反外国制裁法」と「外国法律・措置の不当域外適用阻止弁法」との間に存在していた適用上の空白が的確に補完されました。規制の対象範囲は、従来の高度な内政干渉および特定の経済・貿易分野から、より広範な「不当な域外管轄」へと拡大され、また情報の報告・届出、不承認・執行拒否、求償・救済、および対象を特定した対抗措置を含む、全過程をカバーする一連の阻止メカニズムが初めて構築されました。立法上の考え方として、本条例は、体系的かつ能動的な阻止と攻防一体の対応を実現しており、既存の法的手段とのシームレスな連携を実現しています。これにより、中国の市場主体が海外からの不当な域外管轄に対応するための明確な法的手段および救済ルートが提供されることとなり、企業の国際的なコンプライアンス管理およびリスク防止についても、具体的な制度上の指針が示されることとなりました。

二、法律解説と君澤君からのご提案

Part.1 《条例》の主要内容

本条例は、国家の主権、安全および発展上の利益を擁護し、中国の公民・組織の合法的権益を保護するとともに、国際法を基礎とする国際秩序を維持することを目的としています。本条例は全20条からなり、主な規定のポイントは以下のとおりです。

■ 外国による不当な域外管轄をどのように判断するか

本条例第3条第2項は、不当な域外管轄を判断するための法定構成要件を定めています。第一に、外国が国際法および国際関係の基本準則に違反していることであり、これが前提条件となります。第二に、行為要件として不当な域外管轄措置を実施していることです。第三に、結果要件として、中国の国家主権、安全もしくは発展上の利益を害し、または中国の公民・組織の合法的権益を損なっていることです。この3つの要件が揃うことが、行政機関および司法機関が外国の措置の違法性を認定するための直接的な根拠となります。

外国の管轄措置が不当なものであるか否かを判断するに当たって、本条例は、管轄権と対象との間に適切な関連性が存在するかどうかを核心的な判断基準としています。本条例第4条第1項において、中国は適切な関連性が存在する行為の行使については正当な域外管轄とすると規定しています。この考え方を逆に捉えると、外国が実質的かつ合理的な領域的または国籍上の関連性を欠いているにもかかわらず、単にその強権的な地位を背景として、適切な関連性のないロングアーム管轄を一方的に行使する場合には、本条例の禁止規定に直接抵触し、不当な管轄と認定されることになります。

また、本条例第4条第2項は、管轄権が競合する場合、中国は、国際法および国際関係の基本原則を共同で遵守することを前提として、条約の締結、外交ルートまたは主管部門間の協議等を通じて解決すると規定しています。この規定は、本条例における「不当な管轄」の判断において、多国間協議を拒否し、自国法を一方的かつ強制的に適用することを不当な管轄と位置付けていることを示すものであり、法治および協議を重視する国際法上の立場を体现しています。

■ 法的手段の革新

1) 識別・阻止制度

本条例第6条は、識別についてのハードルを大幅に引き下げ、関係する組織および個人に対して、国务院の法制部門（司法部）に識別に関する提案を提出する権利を付与しています。これにより、市場主体は、国際的な駆け引きの中で単に圧力を受ける側の立場から脱し、自ら積極的に国家による法的救済を求めることができるようになります。識別の基準について、本条例は、国際法に違反しているかどうか、管轄権との関連性が適切かどうか、中国の国家と国民の利益に危害を及ぼすものかどうか、その他の考慮すべき要因という4つの総合的な評価要素を明確にしており、これにより対抗措置が、一方では国家主権を維持する必要性に基づくものであると同時に、他方では確固たる国際法上の根拠を備えたものとなることが確保されています。また、本条例は、阻止措置の構築は公告を中心とする厳格な法定手続を基礎としており、公告を発出する前には、厳格な調査および対外協議を経なければならないとしています。そして、いったん公告が発出されると、「いかなる組織および個人も、関連する外国措置を実施してはならない」という阻止義務が正式に発効します。この公告は、市場主体に対してコンプライアンス上のシグナルを発するとともに、その後の行政執行、司法審査、さらには一部の悪意主体リストへの掲載に向けた法的前提を提供するものとなります。

以上のとおり、識別・阻止制度の革新は、中国における「発展と安全を統一的に調整する」という立法理念を十分に反映したものといえます。その手続設計は厳格かつ綿密であり、中国における法治化・国際化されたビジネス環境の維持に大きく寄与するものです。

2) 悪意主体リスト制度

本条例第 8 条では、悪意主体リスト制度を確立しており、当該リストは主として、外国による不当な域外管轄措置の実施を推進し、またはその実施に関与する外国の組織・個人を対象としています。この定義から、対象となる行為主体は、大きく以下の 2 種類に区分することができます。一つは、積極的推進者であり、例えば、自国政府に対して域外管轄政策の制定を働きかけたり、中国の企業・組織を対象とする制裁措置の策定について、法執行機関に協力したりする外国の主体などがこれに該当します。もう一つは、実施への関与者であり、例えば、外国による域外管轄の決定を実行し、関連する法執行活動にサービスを提供する金融機関、専門サービス機関、さらには物流・運輸企業などが挙げられます。実施への「関与者」の範囲は比較的広く、その具体的な境界については、今後の主管当局による法執行実務によって最終的に明確化されることになると考えられ、この点については、将来の対抗措置に一定の柔軟性を残すものとなっています。また、本条例は、悪意主体リストへの対抗・制限措置を「反外国制裁法」の枠組みに組み込むこととしており、具体的には、ビザおよび入国制限、中国国内財産の凍結、取引・協力の制限、輸出入の制限、投資の制限、罰金等多くの手段を採ることが出来ます。これらの措置は、対象範囲が広く、制裁・対抗の強度も高いだけでなく、強い抑止効果を有しており、外国の組織・個人による悪意ある行為を効果的に抑制することが出来るのです。

3) 実施禁止命令制度

この制度では、中国の主体であるか外国の主体であるかを問わず、公告された外国の不当な措置を実施し、またはその実施に協力した者に対して、国務院の法制部門は実施禁止命令を発出することができると明確に規定されています。いったん実施禁止命令が発出されたにもかかわらず、これに従わない場合には、本条例第 17 条および第 18 条に定める厳しい法的責任を負うこととなり、具体的には、政府調達への参加資格の取消し、輸出入および越境データ移転の制限、高額の罰金、さらには刑事責任の追及にまで及びます。これまでの涉外法治の実務においては、企業が「外国の措置に従えば中国法に違反することになる」という事情を抗弁理由として主張した場合でも、外国の機関は、中国法上の具体的な法的効果・制裁が明確でないことを理由として、その主張を受け入れないケースがありました。これに対して、実施禁止命令が発出されることにより、企業はこれを根拠として外国からの不当な要求を明確に拒否することが可能となり、自らの合法的権益を効果的に保護することができるようになります。

■ サービス保障制度の整備

1) 免除申請制度

本条例第 6 条は、中国の公民・組織が、特殊な事情により外国の不当な域外管轄措置を実施し、またはその実施に協力する必要がある場合、国務院の法制部門に対して免除を申請することができると規定しており、申請に当たっては、関連する事実および理由、実施または実施への協力が必要となる範囲などの資料を提出する必要があります。所定の業務メカニズムおよび意思決

定手続に従って承認された場合には、特定の範囲内において、当該外国措置を実施し、またはその実施に協力することが認められます。この制度設計は、法律の権威性を維持すると同時に、企業にとって必要な事業継続上の余地を確保するものとなっています。

2) 司法救済・求償制度

本条例第 14 条は、いずれかの組織または個人が外国の不当な域外管轄措置を実施し、またはその実施に協力することによって、中国の公民・組織の合法的權益を侵害した場合、中国の公民・組織は、法に基づき人民法院に訴訟を提起し、侵害行為の停止および損害賠償を請求することができる規定しています。

外国による不当な域外管轄措置について、その推進、協力、支援等の悪意ある行為を行った関係組織・個人は、行政処分および刑事責任の追及を受ける可能性があるだけでなく、民事上の不法行為責任も負うことになります。この規定により、違法行為に伴うコストが引き上げられ、強力な抑止効果が形成されることになります。

さらに、この制度は、被害を受けた主体に対して実質的な権利救済の手段を提供するものでもあります。本条例第 14 条の制定により、被害を受けた主体に明確な訴権が付与され、司法手続を通じて権利を主張し、損害賠償を受けることが可能となり、市場主体にとって法的予見可能性および安心感の向上につながるものと考えられます。

Part.2 政策の影響

本条例の制定は、中国の現行の涉外法治体系を全面的に再構築・体系的に高度化するものであり、外国による違法な「ロングアーム管轄」への防止・対応が、制度が整備され、攻防双方に対応できる新たな段階に入ったことを示しています。

本条例は、従来、非経済貿易分野や、高度な干渉程度に達していない介入行為について存在していた対抗措置上の立法の空白を的確に補完するものです。さらに、不当な管轄の識別基準を明確化するとともに、実施禁止命令、悪意主体リストおよび司法上の求償制度を新たに構築することで、「反外国制裁法」および「外国法律・措置の不当域外適用阻止弁法」とシームレスに連携する涉外安全保障上の防衛ラインを形成しています。これにより、国際法を基礎とする国際秩序を強化するとともに、複雑な国際的・地政学的環境の下における中国の戦略的な対応力と安定した姿勢を示すものとなっています。

また本条例は、中国の公民および法人に対して、裁判所に損害の求償を請求し、また行政上の免除を申請する法定の権利を付与することにより、企業が抱える「二重コンプライアンス」のジレンマを解消するための明確な法的根拠と救済ルートを提供しています。その一方で、新たな規定は、グローバルな競争に参加する涉外企業に対しても厳格なコンプライアンス上の要求を突き付

けています。企業は、本条例の制定を契機として、域外管轄リスクへの対応を経営戦略上の重要課題として位置付け、速やかに渉外コンプライアンス体制の評価・見直しおよび高度化を行うべきです。特に、データの越境移転に関する分離・管理、サプライチェーンにおけるリスクの洗い出し、渉外契約における免責条項の設計などの中核的な領域を重点的に整備し、予防・対応能力を高めるとともに、新たな渉外法治の枠組みの下で、コンプライアンスを確保しながら安定的な事業運営・発展を実現することが求められます。

Part.3 まとめとご提案

前述の本条例の重要条項に関する解説を踏まえ、中国に進出している外資企業におかれては、二重コンプライアンスへの対応と、識別・阻止制度への対応を両立させた体制を構築するため、以下のような取り組みを進めることをお勧めします。

(一) 法域間の抵触を全面的に評価し、コンプライアンスリスクを整理する

事業チェーンにおいて外国法が関係する部分を詳細に洗い出し、従来型の「ロングアーム管轄」である経済制裁、輸出管理などのケースだけでなく、サプライチェーンのトレーサビリティ、補助金審査、データセキュリティ、市場アクセスなど、新たな形態の管轄手段についても注意を払う必要があります。その上で、本条例に基づく阻止措置または対抗措置につながる可能性のある法域間の抵触場面を正確に特定することが重要です。

(二) 迅速な社内報告・グローバル警戒メカニズムを構築する

国境・地域をまたぐ事業におけるコンプライアンス情報の分断を解消し、現場の各事業部門から本社のコンプライアンス部門に至る報告ルートを構築し、これにより、個別の事業活動において発生可能性のある中国法と外国法との抵触リスクを早期に発見し、全社的に統括するとともに、迅速に対応できる体制を整備します。

(三) 渉外契約におけるリスク分離・遮断条項を最適化する

渉外取引契約において、積極的に法抵触関連条項、不可抗力修正条項およびコンプライアンス免責条項などを導入し、中国の阻止命令または外国による不当な域外管轄の実施によって契約履行が困難となった場合の具体的な対応方法を明確化し、商業上および法的な保護を最大限確保できるようにします。

(四) システム上の物理的分離を実施し、データ越境移転の管理を行う

制裁対象となる主体またはセンシティブな事業に係るデータの越境移転について、事前のコンプライアンス審査制度を構築します。在中国外資企業にあつては、海外の親会社との間の業務システムについて、合理的な分離・遮断措置を構築し、これにより自動化されたデータ接続や

国外からのデータ取得によって、中国国内法上の禁止規定に抵触することを回避することができます。

(五) 積極的に免除・救済を申請する

企業が外国の強行法規と中国の阻止命令との板挟みとなった場合には、本条例に設けられた免除申請手続を積極的に活用し、法に基づいて主管部門に申請するとともに、関連する証拠を一貫して完全な形で保存することが重要です。これにより、法定のコンプライアンス上の免除・リスク解消のためのルートを確保するようにします。

外国による不当な域外管轄に関してご質問等がございましたら、末尾に記載した連絡先を通じて、いつでもお気軽にお問い合わせください。

免責声明

本記事およびその内容は、交流のみを目的としたものであり、関連する問題について君澤君律師事務所またはその弁護士による正式な法律意見または提案を意味するものではありません。本記事およびその内容に基づく判断は、読者ご自身のご理解の上にご自身の判断で行っていただくものです。法的アドバイスやその他の専門的な分析が必要な場合は、下記までお問い合わせください。また本記事に掲載されている文字、画像、音声、映像等の無断転載を禁じます。本記事の転載・引用を希望される場合は、君澤君律師事務所にご連絡の上、許可を得て、転載の際には出典と著作者情報を明記ください。

Contact Us

ご連絡先

後藤 雅彦 高級顧問・日本部長

(電話) 021-6106-0889 (内線) 8008

(メール) masahiko@junzejun.com

(TEL) 18605117627 (後藤 中国)

070-2649-0527 (後藤 日本)

王 正洋 シニアパートナー・弁護士

021-6106-0889 (内線) 8072

wangzhengyang@junzejun.com

13816677991 (王正洋)

上海市楊高南路 729 号 陸家嘴世紀金融広場 1 号楼 4002 室